

周南市エンディングノート協働発行業務プロポーザル審査委員会設置要領

(設置目的)

第1条 周南市エンディングノート協働発行業務を実施するに当たり、プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した協定の相手方となる候補者を厳正かつ公平に決定するため、周南市エンディングノート協働発行プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザル実施要領の確認に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の特定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 福祉医療部長
- (2) 福祉医療部次長
- (3) 地域福祉課長
- (4) 地域福祉課課長補佐

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の目的が達せられた日までとする。

2 委員が前条第2項に掲げる職を離れたときは、当該委員の職の後任者が新たな委員となり、前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、実施業務を所管する課の長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉医療部地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和元年11月26日から施行する。
- 2 この要領は、事業者の特定をもって委員会を解散した日限り、その効力を失う。